

## 小委員会交渉の概要

交渉日：令和6年4月18日（木）15時40分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 人事部長（労務担当部長兼務）、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長  
都労連 副執行委員長、書記長、書記次長、法対部長

事項	組合主張	当局主張
「2024年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善要求」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2024年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善に関する要求書」を提出</li> <li>○一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善は、休業等の制度利用に伴って一時金が減額される育児・介護の事情を抱える職員にとって切実な要求であり、更なる制度改善が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2024年一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善に関する要求書」及び「2024年夏季休暇の改善要求書」を受領</li> <li>○皆さんからの要求については真摯に受け止めるが、諸般の情勢を十分考慮しながら、慎重に検討していく必要</li> </ul>
「2024年夏季休暇の改善要求」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「2024年夏季休暇の改善要求書」を提出</li> <li>○職員のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、夏季休暇の日数増による労働時間短縮が必要</li> <li>○全ての職場で職員の希望に沿った夏季休暇の完全取得ができるようにすること、全ての職場において取得可能期間を拡大すること、会計年度任用職員を含め全ての職員の夏季休暇の日数増を行うことを要求</li> </ul>	
給与制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職責・能力・業績の給与への反映を徹底する観点から検討を進めていくことは、断じて認めることはできない</li> <li>○給与カーブのフラット化や号給カットなどは断固反対であり、55歳昇給抑制措置の廃止や再任用職員の処遇など、高齢層職員の処遇改善を強く要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人事院は、昨年、給与制度のアップデートに関して、令和6年に向けて措置を検討する事項を提示</li> <li>○その後、有識者で構成する「人事行政諮問会議」を立ち上げ、今月を目途に中間答申を予定</li> <li>○都においても、こうした国の動向や人事委員会勧告にも注視しつつ、職責・能力・業績の給与への反映等を徹底する観点から、引き続き必要な検討を実施</li> </ul>

事項	組合主張	当局主張
旅費制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都においても、職員が負担することのないよう実情に合わせて検討し見直していく必要</li> <li>○都における旅費制度の改正に当たっては、労使で議論することを要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国は、旅費法の一部を改正する法律案を本年2月に閣議決定し、今国会に提出</li> <li>○制度の詳細を定める政令の制定時期や内容が明らかになっておらず、引き続き国の動向等を注視し、都における対応を検討していく必要</li> </ul>